

徳川実紀資料

九

共十二

特	別
リ5	
3072	
10	



リ印5
冊3072
巻104

文障提醒



朝鮮交接ノ義ハ第一人情事勢を以テ以テ肝要ニテ其内
節々ト分テ法事トテ簡テ收事トシ節々トテハ是ハ朝廷ノ
了簡ノ預リ事トシ是ハ東萊トテ簡ニナリ是ハ譯官トテハ
此事トシハ商人ノ仕形トシ是ハ分テ以テ思慮トシテ宜シ
處置物トシテ節々トテ分テ以テハ沙買米ノ儀又ハ宴席
ノ儀ハ兩國誠信トシテ約條相充彼國朝廷ノ知所トシ
以テ沙買米ノ儀ノ入米ノ也又ハ宴席ノ儀又ハ宴席ノ儀

一 朝廷方東來の了簡預りい事いし高賣し親ハ別分
有し合方宜クハい荷物と持来り合方宜クハ荷物持来り
専ら商人ハは致さずし事い然し高賣又ハ富厚い事あり候存急
成て下之事い然ても高賣又ハ富厚又下之成りて抑中又高物
持来りい事い足らう又ハ持節遠いハ東來ハ中達ハ何とて
高賣煩便に成るどなる致ハ助分チヤとぬ下了簡てい以而
偽取し事有しハ時最初ハ致しくは偽取ハ下了簡の取取人ハい
高賣又ハ富厚又下之成りて裁判方分チ成りい存其法大概と相
止はれし致其助の分チと人人情事能わうとて言ハ悲哉
自存内的事いハ是ハ商人中事是ハ町奉行中事是ハ老中
方中入事と下之別自然と其助助人とい事ハ是ハ大朝解
事成りたやとてハ混雜成りい人其取心を用い
て下之事い

一 高賣し事商人類と定ハ高賣ハ貿易成り候と朝廷方高賣
は成りし事い人成り商人事い存中達成り候と又ハ別買事と
中より亦ハ人成り候とてハと致し事ハ朝廷方是又成り候
成り候事い人成り候と中達ハ致し各別し事ハ荷物と
大分持来り候とてハ知を頼い事ハ高賣を成り候と

彼方合方より〜の分明刑罰を裁きし〜の〜も諸國
に勝り今ありはる見合〜の彼方合方直少〜の行朝廷
東萊合方付〜の利益を〜の南賣を〜の收取を〜の故南賣
〜の朝廷東萊を〜の預り〜の〜の古來〜の應〜の南賣
〜の〜の合方と中浦も有し 乙儀の所也と中浦其事今と
ても有〜の故南賣〜の朝廷方東萊〜の預り〜の事少〜を
い〜の合方中浦と中浦も〜の〜の是又濃難濃難所見人の能
て有故其事〜の所也

一 撤供撤市〜の〜の封引〜の嬰嬰の乳を絶〜の〜

彼國の人帝〜の事〜の世方〜の〜の〜と〜の〜と〜の〜
〜の合方又〜の評館守〜の館内者銀奉銀奉と中浦朝鮮人教
中門中門の〜の史重と朝鮮人右〜の死骸と取制最東萊相
聞若も其相〜の日本人の制〜の〜の撤供撤市〜の〜
合方付の傳令列元其判事情中物 在日合方の其旨訓別一尊一差
合方出の内館内者科人〜の事〜の者有し早速館守法
石捕の〜の傳令を出〜の〜の不及の世後〜の沖國の
石捕威儀法作掛〜の又〜の均放〜の成方有〜の〜の國行の南賣
と合方事成〜の〜の〜の作事と〜の〜の時之評撤

借撒市を致れし日本入と云ふ西商賣と性命のありき
一切要うしつゝも事能く存店ゆゑるふ譯官大計兼て
関市と云ふせめてんせも事有らんも左に前記
りゆ通其筋を名事し大小煙草と劫女一凍関市相碍ん
事ゆや店とてりる旨肝要し事いふ

一 沙買米義朝廷てハ別事之ハ大東米又ハ譯官も中合也
中間あて滞らせし事毎有申して利を合つたハ華夷も同然
し事にて庸明に及ん事と云ふてもさしゆ人世も動を付
てり事いふ

一 沙買米沙衣りて和へ又ハ水と和へ持来り事考合山及
公作米 西館米
監官等牌あり仕形と相聞ゆる世後又及れり事ゆ館内
及ん事ゆ合也宴享し節存米と依あり東米並持出所
以在病ハハ多事一ハ私屯と云ふ館内あて米と法ハ節
節ハ外小舟と加ハハ米米應有仕事と云ふ事ハお目いふも
多明其便知れりこと云ふ事ハハ東米中分小舟ありて
右仕形は後後目者たハハ小舟と相止ハハありて有
時辨論小屈ハハ也ハの忠告ハハ依ハハ事終小中達ハ
事ハハ糾糾ハハ動ハハ大要ハハ其筋ハハ之糾ハハ此極小委

細記 宣仁後初年 沃休多明威の事 宣仁の在るを以て
東洋の事とせし仕形とす

一 遣使の儀 宣仁の貿易のたえに宣仁の事と相合はるる朝
鮮の書に南船とて遣使の介列候に用有し宣仁の
使者とす事宣仁の遣使の儀に人多く候事と付お候に
中事曾て其の故をいひて不馳走と法にたえに宣仁
と存候に候有し親し毒如事と 乙儀に宣仁の事と
西國誠信を以て年中に二拾五船に宣仁の遣使と
船とす事宣仁の遣使とす 船の身とす候に宣仁の南船
中事宣仁の遣使とす及中事補に

一 兼帯遣使の儀 宣仁の遣使の儀に 乙儀に宣仁の事とす
志し候者候に彼方預り候に宣仁と省きたる人教平年
兼帯の儀 宣仁の遣使の儀に 乙儀に宣仁の事とす
船と兼帯の儀に宣仁の遣使の儀に 乙儀に宣仁の事とす
宣仁の遣使の儀に 乙儀に宣仁の事とす
宣仁の遣使の儀に 乙儀に宣仁の事とす
宣仁の遣使の儀に 乙儀に宣仁の事とす

一 日本に唐人の南賣の事あり候に宣仁の遣使の儀に
宣仁の遣使の儀に 乙儀に宣仁の事とす

故に法ハ胡人ノ鬪市のため中國小吏等ハ遠人ヲ安んず
ルハて駸馬ヲ給シ賸食ヲ具スル以て定吏トモおもひ
朝鮮も其時津志ニレテ以て彼方取テハ實人ト處在
以て法方トテハ心女トモおもひ

一 彼地ハ法波人定リテハ日教の地走ヲ法日教ノ外出シハ
兼裁マテ法波人トシテ其ノ用事完シ日教ノ内
國ニシテ後是以ハ少事ニ世々ハ以テテ其ノ條ヲ捕事トモ
ふ以て用事有シ其國收ノ著ハ遠國ノ日教ノ地走ヲ
法波人ハ勿レ辭退被シハ其交テ法波人トモおもひ朝鮮

ハ列國事ハ存おもハ歴々トモ日教の内ニ序國ヲ被シハ其國ニ
有シハ義名ヲ被シハ其國ノ風俗惡補リテ朝鮮人存込
以て法外國ノ臣トシテハ其心付テハ其國ノ事トモ
二十年其ハ其弊お止シハ其以前近クハ其國ノ技師のた
是を以て捕利便トモおもハ其國ノ及ハ其國ノ事トモおも
以て其國ノ事トモおも

一 送使僉官ニシテハ其國ノ譯官トモおもハ其國ノ事トモおも
て其國ノ事トモおも

一 朝鮮相勤ハ其國ノ館守裁判トモおもハ其國ノ事トモおも

文に兼て通詞の切要成敗人の言ひて言語も
よく通し相解の存否も聊か存する人柄も
才器有る義理を多しと事と大切なる者
沖用之通詞の難中必定害少の利益あり
いの人随分其人を撰り要し事と通詞の成
て切要あり故人て中へ六難中を

一 通詞取次校への訳譯官大に中間にて
事と中へ世方の中へと成り方中へ事と
中へお解の仕形難の故に事と人とは通

詞大中間にて中へ命の解る事有り
事勢の中へ用ひ中へ人の自然に相
使し何日に出船の途に中へ使し其日
事小に成り出船の途に中へ其日
船中へ船中有り名に成り其日
て成りの中へあて裁判通詞の中へ
前日成り通用人の中へ使し返答
法を補に出船の途に中へ仁に任

事と處を較べて言ふに、なるゆへに、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
朝鮮人にも言ふに、言ふに、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
のあり、ものゝ、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
人のぬらふ言遠ひあり、事にも其外
双方取給ひあり、虚言を言ふと見ゆ、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
中國と心得た、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
言とあり、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
わづらふ言遠ひあり、事にも其外
わづらふ言遠ひあり、事にも其外

智惠沫沈

長神おて、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
と、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
を、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
は、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
わづらふ言遠ひあり、事にも其外
一人、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
を、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
人の、わづらふ言遠ひあり、事にも其外
下、わづらふ言遠ひあり、事にも其外

たると人の物、朝鮮人の方地ぬて、と別段希康由は、
合ひ方て然と有し、其其後、三使の方侍り、これ、
有し、其別段と有し、韓ふ、任合、成、年、人、能、存、在、の、
以、譯、官、在、中、之、以、之、の、人、物、と、有、る、事、と、も、是、又、
自然、勢、と、日本、人、と、も、中、之、以、て、事、と、取、扱、ひ、人、の、
及、名、者、し、之、の、名、朝鮮、國、と、い、う、と、は、其、さ、の、者、と、い、
國、と、い、う、れ、も、事、と、有、る、事、と、い、う、れ、も、其、世、の、
は、此、れ、の、名、も、先、の、名、惡、俗、の、名、奉、國、と、い、う、れ、
之、事、と、い、う、れ、も、其、事、と、い、う、れ、の、國、と、い、う、れ、

偽示謙遜

と、名、の、華、夷、同、前、の、事、と、い、う、れ、朝鮮、人、の、日本、人、と、言、葉、の、
も、相、争、ひ、し、り、れ、れ、と、い、う、れ、と、主、意、と、い、う、れ、の、
と、謙、遜、の、事、と、い、う、れ、日本、人、の、却、て、我、主、の、事、と、
い、う、れ、酒、の、事、と、い、う、れ、日本、の、名、の、三、國、と、
と、い、う、れ、と、い、う、れ、朝鮮、人、の、返、答、と、い、う、れ、
通、り、し、事、と、い、う、れ、と、い、う、れ、と、い、う、れ、と、い、う、れ、
之、の、事、と、い、う、れ、と、い、う、れ、と、い、う、れ、と、い、う、れ、
合、ひ、日、中、酒、と、い、う、れ、朝鮮、人、の、名、と、い、う、れ、

平人とも扱ふ所ありて成るる事なり

一 重て信使と評す一氣の毒は鷹の事な安細の享保信使と

貞鷹

沙汰録記しるしに譯官在中同て校し候由明か記し居

り事なり享保の例を彼方にては裁断せしむる何れを前

くしに公儀に依りては事な有様は依りて裁断せしむる事

事なはしむる候はしむる事なりしに麻鳥の候生かたし

事なりしに勿論餘計とも持来りて長途の内おちりし又の病

鷹の候りしにともいふ事なり其時何れも度重なり事なり

不仕候はる左候事なり重なりしに兼て西光中候り候鷹

さへ重なり候は候りて是れ先規に通り幅の書裁候も有し

事なり其時何れも度重なり事なり

ゆゑに只今書裁候し候はしむる事なり

一 正徳享保の度し信使の朝鮮人と重し論議せしむ時佐渡の人

必し西佐渡にお知り候候を能く存念居りしに其後記録の仕に候

節朝鮮人と論議せし重し事なり勿し佐渡の人今書付居りしに

記録も書入し天和の記録は日本向使者從來西に赴き事なり記

し候しにとも朝鮮人と論議せし重し事なり西に赴き徳松君へ

は候拜禮の旨遠却りしに世系を始り一事も記し候しに候

て代後未信使方し、沙用お言記帳てふ事にて信使
前々重き御禮に相送、御り人、書子二人、その二人も、唐
が胡解人と論議有る事、分り申す事、書子重きて、此極、内
へ、書入、花にて、成事、は、書札、方、は、何、月、は、何、日、何、向、し、書
留、在、事、一、人、分、有、其、く、可、お、送、在、序、へ、在、申、す、も、せ、し、信、使、其
何、の、夜、毎、て、は、何、の、思、言、す、も、是、又、爾、最、多、く、内、中、へ、い、り、申、す
申、事、て、き、い、り、申、事、毎、夜、相、送、相、加、り、い、り、書、子、相、送、御、細、に
書、付、重、く、は、何、月、は、何、日、切、要、し、事、少、く、は、

一 天和信使帰國し、前今夜之儀、西地、走、了、事、は、作、付、難、在、仕、合

申、事、の、類、三、使、の、書、子、を、以、敬、極、に、取、り、て、書、封、に、た、り、公、儀、に
の、と、免、と、の、物、を、上、と、官、を、以、り、其、書、物、を、來、り、記、帳、に
載、り、申、す、右、書、物、に、文、神、と、申、す、三、使、の、筆、力、も、凡、か、く、文
意、令、く、自、存、風、儀、お、る、に、申、す、御、日、中、で、も、必、使、者、に、在、職、彼、方
下、事、は、被、出、時、在、彼、と、主人、の、禮、を、申、す、也、又、申、す、也、先、人、の、意、先、に
申、す、事、も、有、し、也、天、使、者、も、身、と、し、て、我、身、を、申、す、事、の、所、に
禮、を、申、す、事、も、有、し、也、唐、胡、解、の、事、も、有、し、也、事、の、所、に、不
宜、な、事、も、有、し、也、大、史、例、の、事、も、有、し、也、西、漢、年、も、有、し、也、官、を、以、り、例
め、此、の、所、に、在、り、申、す、事、も、有、し、也、後、科、送、付、の、事、も、有、し、也、今、て、不、書

通政司のてしる戸終に明るべき事保年とむる又在し
通政司掛のてし使る審定存りし譯官大司付天和年
の書翰よりてしる也或は次大急や角りて明るすは物支濟の
右天和の書翰吟味は行舟の圖書も遠し括子とてかりし
お見よ天和の時名近澤官大司風後角日本入の心ざらひ中
の書翰のてしる事一とん次唐のし時句て朴同知さくすの日本
の事情も能知り唐中其後世の書翰及び事とせしはと一冊
見よともてし其開入すの舟中間に掛し使の書翰と号し一丸
出し偽作と名ふは世に澤官大司付もろし推量もて
有しよ人の正徳享保を世方のは信掛の時使り事とてしる
其更ハ二使の是其法法よりてしるて者しと名ふはれし弟江戸
向しはやと名ふてしる事とてし信掛の辰と来ふ事とてしる
一天和信使の時西國漂流兼帯極りし節破船頭令ふ使者
てしる後よりてしる文とてしる是後秋の打たるしは海に
出ると始と遠却校しは方よりてしる通し物とてしるは
物支濟のしるし有し物支濟官もろしとてしる也
使地の事よりてしる事とてしる事なると古し直文法官大司付
船支濟の事よりてしる事とてしる事なると古し直文法官大司付

事兼常之海客の命をとり合ひ其色を二お海客と稱
類し節中へは其身大功もお之振子宜く破船換命り少
使共相渡りて長海客の中へは首尾を交れり少破船
預命毎交り事をもき君も少其節へ中へも致
の中と存たし其文指授せし事有しすくも雖中存
居る事保信使江戸表へ大破船預命六使者て其海客の
約束者へ取立候事り候と存其書付又中へ交りて中へ
二書付し事天和年赤澤官たりり指授し事には
り大書付候方り長い中へ交りて中へ交りて事り
如海客の天和年赤澤官より候と存其書付を
方し書物より候と存保信使候漂船泊於馬場者預附九
送使使以事更爲約條と書付有し破船預命と事書
取寄し候と存天和年大し其文と中間面在り候と存
相知し事保信使候事付東五郎韓僉知と事
は及ハ存候と存信使者の節必遠却二可
及し其節如何候と存事り候と存其時と我の生
存り候と存事り候と存其節何れ候と存何れ候
事り候と存事り候と存天和信使候時法官より韓僉知

回前心入る者も有りて存る程に義の者も此の世方の儘に約
本お船居等と云ふ程のこの表譯官在中間を被りたる
事にて之を亦たして八押て及濱海却て事小致と指す事
とて之をわと毎度河やわと事多し人前後と勘定し流
り率示るものさう振て事天和年四回漂流兼常の如
し事ハ此義宜し洲の如く狐皮狸皮の遺取する程お勤
上と官とを裁判指在他節を以て慥に之者有し其色は
極事には其後狐皮狸皮の遺取終つ事と云ふ是而後自
の爲る程の事と云ふ

一 正徳年六丙の如く人馬を餘計有しを得る事と天和年
も其通り有るもの此の事享保年六の法貞成の如く甚
自奉し此の事宜し主て信使し節天和正徳の例に依り
兼て之儀と云ふ事と云ふ

船制異同

一 自奉船と朝鮮船と遠く日本船と出づるに和すも朝鮮
船に使者を乗せし事此の如く此の如く出づるに和す
はても彼方の船將に成程出づるに和すも毎度遠く
し事此の如く日本船朝鮮船遠く此の如く此の如く
其と敬極の程の船中道中此の如く此の如く此の如く

例成すべし極の處を肝要に参判使渡海し而も綿より極最功の
不討し恩賜に依り只今これ常例に依り成るべき事にては少くも
事ある事しに古館の時迄方々極掛筆者し久し増明の事
に付法官の内参判事とも共日本人の内通判し其掛子事と
東洋東市にて教へ此より其と打擲し其のたより世事お所
の事しに其を極し其の事増明の事し
事しに法官の事しに極し其の事し其の事し其の事し
礼後の所感にて日本人諸事暴戻なる仕致小忠の心極し
よりの其才辱を返して感ん世事とて中々増明一時し苦難
とて先づ其の事し又其の事し其の事し其の事し其の事し
して日本人の極相御して其の事し其の事し其の事し其の事し
利得の目とわけ心も有し感し留利誘は其の事し其の事し其の事し
を極し其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し
有し参判事一人の事し其の事し其の事し其の事し其の事し
列し其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し
とつし其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し
とつし其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し
校出れし其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し其の事し

仕取と團結に居束来前で伏官し頼を取らずに伏官を却
校憤怒甚事注坊明兼りし是は俗流の古流南流の事列
きしと申して事情時勢を言はずとぬてわろいもの

一 以時勢の宜い付の運使の危ふい成事最子もたろくは後
又た取し事ろくすこと難くは最替の庫入に成り候
清くあり候おんくはたえ其の如く他金に校池定の合書と
ふには百とやし事義理に由りて取れし其は異個人も存入
も之を以て海山の如く難儀に之は事にて由りては為と成ん
ゆても成るに成るふ成りて申すに付て取候嘆しむ候事

君も左様し沙汰し人者しりて言ひ責めし事

一 古館時分迄は朝鮮乱後し作威有るもの朝鮮人を之を以
押付在澤宿大其才難く作り申方々却し首尾更に結ひ
難成事も成る候しゆ以強根取情を朝鮮を判押せり
のと弟と人に心得居る新館に成りて作威も成る候を辨
勝と取事難成勢に成りて成る候も成る候も成る候を辨
世方仕取の不意に成るもの人々存候竹治一件まで威力忠喝を以
捕とぬへくの報にても七年を経て其事成りしぬの事成りて
此の中坊有る候に成るもの事成りて向お止唯今と成

復霜之戒

先づ結構致事ふとて一朝鮮人々多し自存の及ぶ所はつてはつて
は後西處を以て世に戸の何某の如くしてあつてこそ
致さず思ふべき其心を以て用事は五年以前自存人日と括は
つて朝鮮人恐懼逃奔して一若最子十三年九月も致さずして
取らぬとてけたと軍官一人口をぬき逃散し其者一復
霜堅氷至るといふ事いふ者智し人の後来を慮り下
り事いふ

一 古来朝鮮の書物、欽、國と有るは、欽、國といふ對、禮の、由、り、
字、我、の、後、其、心、故、を、い、へ、ん、の、誠、信、と、以、濟、文、と、以、結、之、を、朝、鮮、
ハ、今、日、怒、ラ、志、と、有、り、自、存、と、か、つ、た、と、書、く、お、ん、が、又、四、國、の、
朝鮮の爲海賊と云ふ事と書述はして對、別、の、朝鮮の、後、
と、言、ふ、ハ、何、れ、主、人、對、し、言、ふ、ハ、心、付、之、を、い、へ、ん、
ヶ、所、し、事、我、の、武、祖、字、の、人、ハ、今、以、其、弊、難、免、事、ハ、以、文、字、
と、得、し、讀、分、ケ、ル、事、ハ、以、て、同、も、文、應、じ、事、ハ、以、て、魁、角、の、
國、ハ、他、の、と、甚、遠、シ、ハ、事、と、同、ヤ、リ、の、後、ハ、人、ヲ、持、ち、
以、て、何、れ、不、上、と、云、ふ、事、ハ、以、降、之、ハ、助、難、を、
と、得、ハ、事、力、有、し、人、と、云、ふ、事、ハ、切、要、し、事、ハ、以、
館、中、に、入、ル、ハ、是、れ、新、年、中、に、積、り、之、其、分、を、入、ル、

非有學人則不能幹事

館、中、に、入、ル、ハ、是、れ、新、年、中、に、積、り、之、其、分、を、入、ル、

一 深見潭在島館守時胡解之女之館也心在後在知
東萊の館屋々々舟而解之病館内とむ時館外と捕
拷問して折罪のい其おととむれど名指しを督責敢
急に館自ら色々とす一其日年月も立って終お
あはるお事一お解り其節大館も一は敢とむも願在
お中一りり事い嘗て水五子年在因館海官兵時
白水潭と一との校文奸て刑法とあとの有禮曹の書
翰持渡してはこ潭在島の時しは有し事らるは官を或
は志くやと或はさく一其の事お解るて成ておと一節多をし
之の潭潭もい兼てあはる胡解の山國を然には在事
々系有して内一交奸におもむらるなり二新館造
官の事てんまて信使者一節に表て直解は校と派
海お極り床あへるも西方一人は使はは使はての罪
くぬくお食知くく事いはをいとも義を以て時
いり彼を深くは林あ事い其方いとも其法をた
とそは有事てよ作をちりる其法をたの若は彼國
はのいもお南し刑罰をいよけい事い人右潭
名後封使い其罪を明して流罪ては付との名事

方に使者を遣はす者之の仕形宜むとて丁寧成事と爲し
之の仕形宜むとて改めぬもの存すのよしとお止めは方々魁々
角の戸を理はせし事勿論にては天胡解し事も在り色り
るる成事とて天胡解の風儀むとの天別て康神の心爲
く利を貪り池乞の一事でも朝廷方東来し心は別事とて
衆中問ひて其教を喊し其忠をりく物に事なれども
は方々何とも不承りたりて散れぬの事その思も其評
成りて何分と遠却とるも難計ゆへに彼人たを在りて
古式とす人お承りしもの事ありて却て其あり物も
有らざる其用甚しき事なれば其他の先只今まで仕来りて成り
ゆへに物なれども存日本人之えと違ひて昔は其れを以て池乞
品と思ふ交わりの事なれば其れを以て成りて成りて成り
て其れを以て成りて成りて成りて成りて成りて成りて成り
の如く存りし向後、彼方池乞のて字見て字を以て隣交
し誠信不誠信を知る異邦の事法をたあらはし物に送使
會官に記帳に略部、次者とも要細に書付し物との事にて
寶永二年以来朝鮮の事、其れを以て人柄に記帳に之を以て
何れも其れも其れも其れも其れも其れも其れも其れも其れも

と存法水は存法とてこれに減し市並と存法水といふ事
 名付は米吏に付不入米彼方といつても一万六千俵を以て或
 未収と名付持来り或は存法と申すは是事といふと世方と
 心付きし朝鮮人の侮弄を以て朝之暮之の内とて年と暮
 大りては高賣し方にも世に持必とて事といふ事存法二十年
 以前は買米小未収も買米は是れを丁丑年只今も二十年
 と朝鮮國大飢饉といふに買米を以て止し昔の如くは編
 と入るゝの事といふ日本入法言れ共し其京都へおき
 堅成寅ノ年分前々々色米を以て常年丁丑の如く米を以て入
 とくは買有しは付丁丑年ノ各官分入米は小編東米庫
 有しは其後京高安揚激とも共川信米校一館入
 といふと其米分は皆付京高安揚激の方にて是時成る丁丑
 一丁年分入米は米を以て更により成る未収成る事とい
 右丁丑年飢饉に付小編と名官より納しをせられより
 校遠部未収成る事といふ其初抑食知日本人の咄やたら
 事といふ朝鮮人の中分といふに成る事といふ吾と申す人
 疑は事といふ事といふ二十年後由し書きおわおるは前後は子
 と心考見といふ抑食知の中分といふ事といふ朝鮮人

中事之其虚偽多矣之にも其人其事其勢を能く察
し中より必し真実成事と虚偽と心得虚偽ありて
とて其心の中事とありては事切要あり事ありて
以前よりし未収の儘に評左馬判尉東条氏中達一具
皆御有らるるを未収の未収おまの心をこの用事と

本綿百束し公作米一万六千俵ぬりて其古着品代りて
米の千百束し本綿廿八升本長廿八人者しと入
其後ぬりて本綿悪交ありて五升本長二十人者しと入
米の百束退しとめて是を撰除けおのりて事御

一未収三千三百
一丈一尺七寸
獨拜結目あり
四百束は一万二千
三百二十匹二丈
一尺七寸獨拜結
四百束あり

お止し申す彼方甚難義存天啓甲子時味焼不出其
く宜き本綿廿八升ぬりて何とて五升本長廿八人者しと代
友方（おのりて）本花宜節の節し通りし本綿廿八升ぬり
ぬりしと書翰を以ておのりて事とておのりしと千百
束ぬりしと申す換りとの相討始りて分米換りぬり
五升本長廿八人者しとぬりしとぬりしとぬりしと
ある事とておのりて事とてぬりしとぬりしとぬりしと
乱後し餘威ありし自本人の勢活け彼國の思も甚時分
ゆり日本人のた本綿廿八升ぬりしとぬりしとぬりしと

何久大聲とあけは官古と責付は事と彼國の書物大
肆咆哮と書付有る咆哮と虎の咆哮事と世字を
日本入此怒りの祥と表し高生、僞言する言ふてこのは
天下の時とて日本入虎の咆哮と怒りし事と彼國人心地
居居世文字とてお知居りし事と怒りし事と世字を
代り悪本流れ液一何しやうとて事と怒りし事と世字を
白米ノ二字ヲ
若し事といふ最早六十九年おきし事とて此後
餘威もなき日本入の年、東陽の事と彼國し怒りし
為り其と三二年以後、五升は、五升の内の價布同
前し布綿入来りても世と前咆哮の模様もなき事と
お争ひし事もあはれは流れ液とて彼國し怒りし事と
米とおきし千石米餘し布綿とて、日本入の年し布綿とてお
成りし事と怒りし事と世字を、桐膈胡椒丹
布、彼國家の行用、何し益もなき事とて、私貿易し
世、彼國の十倍とて朝鮮、大の換はと彼國し書物、書付有る
之、東者品とも止りた事と怒りし事と世字を、
此、動毒とて世字を、事と怒りし事と世字を、
事、世字を、世字を、世字を、世字を、世字を、世字を、

心入り

一 朝鮮人の婦人等と接し日本人の婦人等と接して
 彼等日本人の難儀を初め事者にして居るもの居り事
 彼等の交好し深クは掃く館内共其法を守り居り
 最福館近き者も百姓の如く居り掃く一屋遷しその
 呼崎し石垣不堅固に女を呼入居る如く彼方の石垣を築くの
 戸して儀之稅館守り時人吏多勢して石を運ひ是れ
 判使在苗の時之を因縁し居りし知者も呼渡の石
 垣を築く事お止め違ひ川口の方石垣を築く坂の下
 新門と云

ゆくり館内(朝鮮人)入来事不自由成り其後白水湯
 事者も百姓の如く居り掃く館内子番ツガイの如く居り
 のこと懸種一財乃掃く事後来と不慮に日本人の儀
 苗時の穩便の如く在後来は掃く取れ朝鮮の深計と
 優劣之を非事にして交好し掃く最密に居り百姓
 掃く事苦しく居り今では館内人倫絶つ
 所少く館中哀微一場と成り居り

一 東洋入り事と東洋と結果は事居りおん又生て
 掃く事おん居りおん東洋入りは是れ居り

しめ共いふ事の中教に中代官愧縮校しお止
以世事存ても終に五年角に風俗を振變し以大概正居
乱後高松院柳の代に光雲院柳の初年述に怖し事にて
光雲院柳中比に天龍院柳の初年述に避したる事天龍
院柳中比に後祖よりその怖之避之辭に波方下
威祖に對し活きいふに弱きやと云ふ事
天龍院柳の代中比述又棄之凌之とて威柄波方移り
世方却て昇屈校し名に時勢に以正大為心以
理義為誓と前後を計り處を校すに不畏活御示し悔
艱寡剛に亦不吐棄亦不茹とて世に處するの道を
言ふに朝鮮との隣交に際し其心切要と云ふ

一 古館最初の時分譯官を對し東萊の裁判同校し

中より者有し是に不敬と云ふ又之を言ふも其
其節に乱後川移りし事に東萊の事と館守あり
四年年中し書状控へし事と見ゆても多し東萊
お慕ふ所お入澤官其出入所人し書状控へし事と見ゆても多し東萊
片し事には是に過さし事と見ゆても多し東萊
し存入所りし事と見ゆても多し東萊

天下人心も難叛けし高麗成桂より人其時一英雄
少て少くも内の人思ひ附き恭讓王と尊別より王(逐退けて
李成桂を王とす)其時其世時より高麗を以て李成桂
を王とす。明の天子は指ふを元國号と朝鮮と改め
ま令只今述李氏朝鮮とたり。李成桂事一令今とす。
太祖大王より右左征大王即位より當年述二百二十九
年一其世の

一 高麗滅亡及び洪武王建より一代を歴て恭愍王より
國王の代あり其時の権臣辛旽と辛者のカルは、
有して辛旽は女年尼奴と辛者を寵愛せられ其
旽、男子出生けし其名を禍とす。辛旽の子あり
後世よりハ辛禍と稱す。恭愍王薨去の後明の洪武八年
乙卯の年、高麗辛禍十歳にて即位あり。其存より恭
愍王の實子あり。其時國中存在の人心腹に其辛禍
成長を適ひ酒を好むを愛し、政權を事とし、近巷の
者を引けれを衆の行列もなく、街巷を立廻り、或は人
の難大を射殺し、或は路を以て婦女を奪取、其の悪業種
りし、其時中より其果況、在位十年、其明乃洪武

二十一年、成化世祖漢土ハ元朝改ゴシテ明ノ代ニナリ
萬國帰順シテ一々兼モ蕃漢之ノ末年ニ表文ヲ明ノ
天子ニ送リケリ孫美世亦ク臣妾トシテ云約来トシ
年号衣服トモ明朝ノ制度ヲ用ヒ君臣ノ禮義者シ
而シテ幸偶事ハウアリ而存シテ却テ元朝ノ年号ヲ用ヒ崔
瑩曹敏德李成桂トシテ大将トシテ遼東ヲ攻明朝ト敵對
ノ謀者トシテ諸大臣等々凍リテ小國ヲ以テ大國ヲ以テ
軍及敵志ハるノ旨トシテ名々ト利害ヲ説クトシテ東門セシ
以テ而城ニ威化島トシテ亦進出陣ニ及シテ諸大将心腹ト
シテ李成桂トシテ威化島トシテ都小取テ返シテ幸偶トシ
國王トシテ世祖トシテ李成桂ノ威勢日増シテクハ亦ト下思
附シテ而シテ李成桂國王トシテ亦トシテト小内相トシテ
以テ成リシトシテ一年ヲ歴シテ都侍等トシテ其ノ潛ニ幸偶トシテ
而シテ幸偶トシテ其ノ世祖トシテ及ヒシトシテ李成桂トシテ
トシテ事ヲ成リテ郭忠輔トシテ者我々トシテ其志ヲ成リテ
トシテ其ノ世祖トシテ彼トシテ郭忠輔トシテ力ヲ以テ李成桂トシテ
トシテ事ヲ成リテ其ノ世祖トシテ其ノ郭忠輔トシテ其ノ

わがゆゑにふんじつる。中返事。一。其後、一。李成桂
小中達。一。李成桂。大。小。路。ま。り。て。群。臣。を。集。め。辛。昌。を。辛。昌。と。し。
辛。昌。を。血。脈。と。し。一。國。を。成。り。の。さ。次。を。し。一。辛。昌。を。辛。
昌。と。し。再。ひ。江。陵。と。し。一。移。し。辛。昌。と。し。一。江。華。移。し。一。義。祖。を。一。
辛。昌。父。子。を。一。誅。戮。し。て。王。建。し。り。一。辛。昌。の。原。定。昌。府。院。君。福。と。
一。一。人。を。國。王。と。し。一。是。恭。讓。王。と。し。一。是。一。後。李。成。桂。の。威。勢。を。
一。一。流。を。恭。讓。王。の。國。王。と。し。一。一。名。計。し。て。國。内。悉。く。李。成。桂。の。思。
一。一。一。移。し。一。李。成。桂。を。國。王。と。し。一。一。是。一。一。胡。鮮。の。世。一。成。り。の。

一 李成桂國中の人思附はた元來若し時より文武の第一流といふれし人ありて徳量文識高人なり其武勇なりかき人々を以て蕭の中葉より倭寇とて日本に四國九州の城船を彼國を祀し殊に人民の罪を成り蕭の末年恭讓王辛昌の代小中達を倭寇とて大取月毎日本に海城を築き入るるを彼を祀し其節は自存して今に倭大内義弘の時分小中達を彼國より或は使者とて或は書翰とて海城を築くを頼る人今に倭より信弘とて大将として其徒の中人を率ひ彼國を一義祖より其居止と

平若と大将として軍兵百八十人と率ひ是又彼國(河)海城
たを獲ひし事彼國の書籍にもある事也
か後をたむの軍彼國の大將趙天輔邦彦朴仁桂鄭地王秉
寶金賞たしつ者た多し打犯たぬ如き李成桂一人の智
異山我海川の戦昇天府の戦雪峯の戦感別(河)の戦一たびして
物別を得ずし事あり日本の海城皆其子教され其外
も其功多き者ありし也其内(河)の者一其德量小服一其武勇
服一其言(河)の改り(河)表へ幸偶幸昌ハ王氏の血脉あり
恭讓王ハ天資庸劣の人あり終り代(河)秦滅して朝鮮の世
と成りし相(河)なり

一 彼國ハ元末周の武王の時箕子と封せし其子孫殷中代お終りし
風俗昔々今に替りきし元朝の時分胡人漢土の天子と成りし時
を得し元朝小志(河)の(河)大恭愍王十七年九月明朝の軍名慈
京を攻破り元朝の天子沙漠の奔(河)逃歸し(河)翌年(河)月明の
太祖皇帝が天下(河)一統の旨彼國小治し(河)以後ハ早速胡服を故
刺頭を被り(河)洪武の年号を用ふる事(河)此(河)李成桂高麗少成り
國ヲ朝鮮と号し(河)以後ハ(河)明朝と君臣の禮儀と取(河)りし
し(河)なり

取のひままで漢土の法後王と曰はれり其の胡人の性
漢人の如く苛禮細節心を付し其風俗は人さまざまあり
まゝにしても少くも其の

一 朝鮮國を禮義の邦とす又弱國なり日本の人と習ひし
心得遠きより其の天地の間何の由りも禮あり義あり
其の一日も國內治平あり其の朝鮮小切なり禮義
の國小なり其の戸も少く其の東夷秋の内して朝鮮小なり
其の古來の漢土とすひ明朝ありて其の西分始終君臣の礼
を廢し其の漢土の言ふ小朝鮮とて其の義あり

好學堂文

わしは稱人仕りし事其の冠昏喪祭の禮とて其の文と
家禮の法を用ひ其の文字を習ひ其の夷狄の
其の礼や其の法事の礼義風俗を何なるも其の國より其の
其の事とて其の事とて又弱國とて習ひ其の豊臣太閤朝
鮮攻撃の時其の朝鮮人殺され其の事とて其の國を以て其の
其の其前彼其の治平日久し其の武徳を其の其
其の其世より其の法將法士武事功者の其の其なり其
其の其意其の攻戦方なり一旦其の境に入り其の敗北より其の
其の其其其殺傷其の其の其は其の其其其の其多し其

好謀忍報

陣の節は日本人も甚難を致し〜と云ふは愚僻朝鮮
人の其性志を〜謀を好むゆへに其の我は日本に及ぶも
久し持するの計ありては日本人に却てお由せし〜其代
の時新羅の毎夜日本を攻めて我々の難を〜古き
日本の代賑らし〜其性志を〜計を好むゆへに
もしも愚僻何れのおよびても是は活玉は弱き玉と云ふても
定て〜わいせし〜日本の武徳表の時節小敵〜必
其侮弄を受難〜

武器之事

銃器

一 朝鮮の武器は弓と箭一様〜其者と
武器〜及箭〜其の長〜
其の刀槍の形も有〜其の長〜
勿論日本のお〜口使ひ槍を彼ひ精き藝術者〜
相聞〜豊臣大將朝鮮攻撃の時迄は彼國に銃炮
を〜日本人の方を何〜
是より由〜諸軍思れ毎夜彼北
小及ひ〜其時分〜銃炮を用ひ思て只今〜
の〜

九
方
冊

